

# 令和7年度 四国地区踏切道改良協議会合同会議

○日 時 : 令和8年2月25日(水) 14:30~15:30

○場 所 : 高松サポート合同庁舎 南館102会議室  
TeamsによるWEB会議

## 議事次第

○開会挨拶

○議事

1. 合同会議の要綱改訂について

・ 四国地区踏切道改良協議会合同会議設置要綱(案) . . . P. 5

2. 改良すべき踏切道(法指定踏切)について . . . P. 12

3. 災害時の管理の方法を定めるべき踏切道について . . . P. 16

4. 法指定踏切の事後評価について . . . P. 20

5. 踏切道の安全対策について . . . P. 42

○閉会挨拶

## 出席者名簿

### 令和7年度 四国地区踏切道改良協議会合同会議

構成員等

構成員	代理			
	所属	役職	氏名	参加方法
四国運輸局長	鉄道部	次長	石丸 永志	対面
四国地方整備局長	道路部	道路調査官	小竹 良	対面
四国旅客鉄道(株) 代表取締役社長	工務部 保線課	副長	南 鉄木	対面
高松琴平電気鉄道(株) 代表取締役社長	鉄道事業本部工務部	部長	多田賢二	WEB
伊予鉄道(株) 代表取締役社長	施設部	施設部長	名嶋 毅	WEB
とさでん交通(株) 代表取締役社長	電車事業部	電車技術課長	中村 浩徳	対面
徳島県知事	県土整備部道路整備課	課長補佐	岩本 穰	WEB
香川県知事	土木部道路課 土木部都市計画課	課長補佐 課長補佐	大森 洋 溝内 寿昌	WEB
愛媛県知事	土木部道路建設課 土木部道路維持課 土木部都市整備課	主幹 主幹 担当係長	鴨田 健司 西岡 博之 谷本 宏行	WEB
高知県知事	土木部道路課	主幹	岩戸 悠	WEB
徳島市長	都市建設部道路建設課	係長	平野 貴大	WEB
高松市長	都市整備局道路整備課	係長	岡田 達弥	対面
丸亀市長	都市整備部建設課	副主任	酒巻 明弘	WEB
まんのう町長	建設土地改良課	係長	山内 勉	WEB
松山市長	都市整備部道路建設課	副主幹	梶田 裕樹	WEB
西条市長	建設道路課	専門員	伊藤 弘樹	WEB
南国市長	建設課	課長	山崎 浩司	WEB

その他

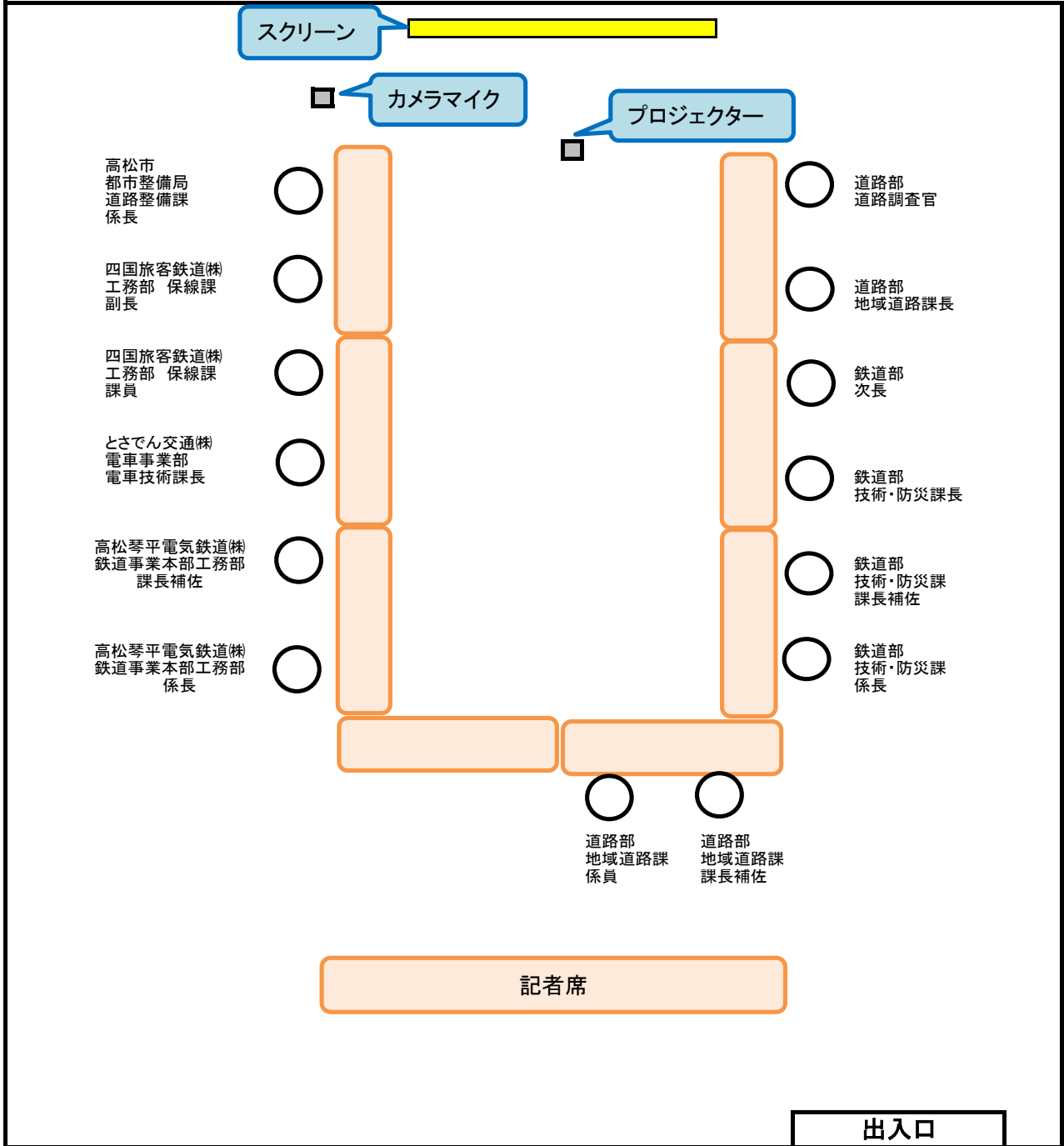
出席者				
組織	所属	役職	氏名	参加方法
四国旅客鉄道(株)	工務部 保線課	課員	堀尾 一樹	対面
高松琴平電気鉄道(株)	鉄道事業本部工務部	課長補佐	稲田 誠	対面
高松琴平電気鉄道(株)	鉄道事業本部工務部	係長	津田 全史	対面
伊予鉄道(株)	施設部	保線課長	白石 崇	WEB
土佐くろしお鉄道(株)	鉄道部	技術課長	佐竹 和典	WEB
徳島県	県土整備部道路整備課	主任主事	嘉喜山 元	WEB
香川県	土木部道路課	副主幹	五嶋 邦宏	WEB
愛媛県	土木部道路建設課	係長	高城 昇	WEB
愛媛県	土木部道路建設課	技師	武田 健太郎	WEB
愛媛県	土木部道路維持課	係長	松村 康則	WEB
愛媛県	土木部道路維持課	担当係長	井出 晋輔	WEB
愛媛県	土木部道路維持課	主任	永見 一起	WEB
愛媛県	土木部道路維持課	主任	阿部 直人	WEB
徳島市	都市建設部道路建設課	技師	齋藤 梓	WEB
高松市	都市整備局道路管理課	主任技師	磯部 奈歩	WEB
高松市	都市整備局道路整備課	技師	上野 結衣	WEB
松山市	都市整備部道路建設課	主任	越智 ゆかり	WEB
松山市	都市整備部都市・交通計画課	主査	中尾 正憲	WEB

事務局

四国運輸局	技術課	課長	今田 崇	対面
		課長補佐	河野 稔	対面
		係長	藤田 耕輔	対面
四国地方整備局	地域道路課	課長	森倉 遼太	対面
		課長補佐	兵頭 一志	対面
		係員	松岡 弘起	対面

# 令和7年度 四国地区踏切道改良協議会合同会議 配席表

南館 102会議室



# 1. 合同会議の要綱改訂について

四国地区踏切道改良協議会  
合同会議設置要綱（改訂案）

（目的）

第1条 四国地区踏切道改良協議会合同会議（以下「合同会議」という。）は、踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、四国内の踏切道を対象に合同で協議することにより、法第4条に規定する地方踏切道改良計画の作成及び実施、法第14条に規定する地方踏切道災害時管理方法その他の踏切における踏切対策を円滑に進めるために設置する。

（協議事項等）

第2条 合同会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- （1） 地方踏切道改良計画の作成及び実施に関し必要な協議
- （2） 法第12条の規定による評価を実施するに当たっての構成員からの意見聴取
- （3） 地方踏切道災害時管理方法の作成及び実施に関し必要な協議
- （4） 法第6条に規定する国踏切道改良計画の作成又は法15条に規定する国踏切道災害時管理方法の決定に当たっての鉄道事業者からの意見聴取（ただし、（1）及び（3）の対象となる踏切道に係る鉄道事業者と当該国踏切道改良計画又は国踏切道災害時管理方法の対象となる踏切道に係る鉄道事業者が同一の場合に限る。）
- （5） 法第3条又は第13条の規定による踏切道の指定に向けて必要な協議
- （6） 前5号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

（合同会議の組織）

第3条 合同会議は、別表1又は別表2に掲げる踏切道（以下「各踏切道」）を対象に、合同で会議を開催する。

- 2 合同会議に、議長1名及び副議長1名を置く。
- 3 議長は、国土交通省四国地方整備局長又は四国運輸局長とし、副議長は、国土交通省四国運輸局長又は四国地方整備局長とする。
- 4 議長及び副議長は、合同会議の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。（別表3）
- 5 合同会議の議長及び副議長以外の構成員は、各踏切道の鉄道事業者及び道路管理者、都道府県知事のほか、合同会議に必要と認める者とする。（別表4）

（踏切道改良検討会）

第4条 合同会議は、未指定の緊急に対策の検討が必要な踏切（カルテ踏切）等に関

して指定に向けた具体的検討を行うための踏切道改良検討会を設置することができる。

(合同会議の開催)

第5条 合同会議は、必要に応じて議長が自ら、又は各踏切道の鉄道事業者及び道路管理者双方の求めに応じて招集する。

2 合同会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより協議事項に支障が生じると認められるものについては、非公開で行うことができる。

(代理の選任)

第6条 構成員は、合同会議の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。

(協議結果の尊重義務)

第7条 合同会議において、協議が調った事項については、合同会議の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第8条 合同会議事務局は、四国地方整備局道路部地域道路課、及び四国運輸局鉄道部技術・防災課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、合同会議の事務の運営上必要な事項は、別に会議で定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年2月21日から施行する。

この規約は、令和5年2月28日から施行する。

この規約は、令和6年3月5日から施行する。

この規約は、令和7年3月12日から施行する。

この規約は、令和8年2月25日から施行する。

別表1 改良すべき踏切道関係

協議会名 又は踏切道名	踏切道の 法指定年月日	道路管理者	鉄道事業者
花畑踏切道	平成6年7月28日 (旧々法) 令和6年1月18日	徳島県知事	四国旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
観光道路踏切道 (琴平線)	令和6年1月18日	香川県知事	高松琴平電気鉄道株式 会社 代表取締役社長
観光道路踏切道 (長尾線)	令和6年1月18日	香川県知事	高松琴平電気鉄道株式 会社 代表取締役社長
<del>片原町踏切道</del>	<del>令和4年12月16日</del>	<del>高松市長</del>	<del>高松琴平電気鉄道株式 会社 代表取締役社長</del>
本町踏切道	平成29年1月27日 (旧法)	高松市長	高松琴平電気鉄道株式 会社 代表取締役社長
宮西町踏切道	令和7年1月15日	松山市長	伊予鉄道株式会社 代表取締役社長
護国神社通踏切道	令和6年1月18日	松山市長	伊予鉄道株式会社 代表取締役社長
横水踏切道	令和3年4月13日	愛媛県知事	四国旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
出来島踏切道	令和6年1月18日	徳島市長	四国旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
塩上第二踏切道	令和6年1月18日	香川県知事	高松琴平電気鉄道株式 会社 代表取締役社長
坂元踏切道	令和6年1月18日	香川県知事	四国旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
三番町第1踏切道	令和6年1月18日	松山市長	伊予鉄道株式会社 代表取締役社長
千舟町第1踏切道	令和6年1月18日	松山市長	伊予鉄道株式会社 代表取締役社長

末広町踏切道	令和6年1月18日	松山市長	伊予鉄道株式会社 代表取締役社長
前田第1踏切道	令和7年1月15日	小松島市長	四国旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
山下踏切道	令和7年1月15日	高松市長	四国旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
下村上所踏切道	令和7年1月15日	まんのう町 長	高松琴平電気鉄道株式 会社 代表取締役社長
梅の木踏切道	令和7年1月15日	四国中央市 長	四国旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
多々良踏切道	令和7年1月15日	今治市長	四国旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
篠原東1踏切道	令和7年1月15日	南国市長	とさでん交通株式会社 代表取締役社長
下踏切道	令和7年12月23日	高松市長	四国旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
病院踏切道	令和7年12月23日	観音寺市長	四国旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
東土居踏切道	令和7年12月23日	東かがわ市 長	四国旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
皿池踏切道	令和7年12月23日	三豊市長	四国旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
琴平第2踏切道	令和7年12月23日	香川県知事	四国旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
大谷第1踏切道	令和7年12月23日	松山市長	四国旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
綿市踏切道	令和7年12月23日	四国中央市 長	四国旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
藤石堂踏切道	令和7年12月23日	四国中央市 長	四国旅客鉄道株式会社 代表取締役社長

別表2 災害時の管理の方法を定めるべき踏切道関係

協議会名 又は踏切道名	踏切道の 法指定年月日	道路管理者	鉄道事業者
向良横踏切道	令和3年6月30日	高松市長	高松琴平電気鉄道株式会社 代表取締役社長
沖松島第二踏切道	令和3年6月30日	高松市長	高松琴平電気鉄道株式会社 代表取締役社長
新川踏切道	令和3年6月30日	高松市長	高松琴平電気鉄道株式会社 代表取締役社長
上福岡踏切道	令和3年6月30日	高松市長	高松琴平電気鉄道株式会社 代表取締役社長
松前駅北踏切道	令和3年6月30日	愛媛県知事	伊予鉄道株式会社 代表取締役社長
明治製菓踏切道	令和3年6月30日	愛媛県知事	伊予鉄道株式会社 代表取締役社長
松島踏切道	令和4年7月29日	香川県知事	高松琴平電気鉄道株式会社 代表取締役社長
津畑東踏切道	令和4年7月29日	丸亀市長	高松琴平電気鉄道株式会社 代表取締役社長
栗熊東踏切道	令和4年7月29日	丸亀市長	高松琴平電気鉄道株式会社 代表取締役社長

別表3 議長及び副議長

議長及び副議長	代理
国土交通省四国地方整備局長	国土交通省四国地方整備局道路部道路調査官
国土交通省四国運輸局長	国土交通省四国運輸局鉄道部次長

別表4 構成員

職 名
徳島県知事（道路管理者又は踏切道の所在地をその区域に含む県知事）
香川県知事（道路管理者又は踏切道の所在地をその区域に含む県知事）
愛媛県知事（道路管理者又は踏切道の所在地をその区域に含む県知事）
高知県知事（道路管理者又は踏切道の所在地をその区域に含む県知事）
徳島市長（道路管理者）
高松市長（道路管理者）
丸亀市長（道路管理者）
まんのう町長（道路管理者）
松山市長（道路管理者）
南国市長（道路管理者）
四国旅客鉄道株式会社 代表取締役社長（鉄道事業者）
高松琴平電気鉄道株式会社 代表取締役社長（鉄道事業者）
伊予鉄道株式会社 代表取締役社長（鉄道事業者）
とさでん交通株式会社 代表取締役社長（鉄道事業者）
合同会議に必要と認める者

## 2. 改良すべき踏切道（法指定踏切） について

改良すべき踏切道一覧

R8.1末時点

都道府県	踏切道名	所在地	道路管理者名	道路名	鉄道事業者名 (株)は省略	鉄道 路線名	カルテ踏切 (カルテ基準該当箇所(R3抽出))			その他改良すべき踏切		
							該当する指定に係る基準 (踏切道改良促進法施行規則)	法指定年月日	進捗状況	該当する指定に係る基準 (踏切道改良促進法施行規則)	法指定年月日	進捗状況
徳島県	はなばたけ 花畑	徳島県徳島市徳島町城内6-97	徳島県	(主) 徳島鴨島線	四国旅客鉄道	高德線他	第二条第1号 (自動車ボトルネック踏切) 第二条第2号 (歩行者ボトルネック踏切)	H6. 7. 28	検討中	第二条第12号 (地域課題踏切)	R6. 1. 18	検討中
香川県	かんこうどうろ 観光道路	香川県高松市観光通1丁目6-6	香川県	(主) 中徳三谷高松線	高松琴平電気鉄道	琴平線	第二条第1号 (自動車ボトルネック踏切)		未指定	第二条第12号 (地域課題踏切)	R6. 1. 18	検討中
香川県	かんこうどうろ 観光道路	香川県高松市多賀町1丁目14	香川県	(主) 中徳三谷高松線	高松琴平電気鉄道	長尾線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	R6. 1. 18	事業中			
香川県	かきはらまち 片原町	香川県高松市片原町7-11	高松市	(2) 片原町沖松島線	高松琴平電気鉄道	琴平線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	R4. 12. 16	対策完了			
香川県	ほんまち 本町	香川県高松市本町10-11	高松市	(市) 魚屋町栗林線	高松琴平電気鉄道	琴平線	第二条第1号 (自動車ボトルネック踏切)	H29. 1. 27	事業中			
愛媛県	みやこしちよう 宮西町	愛媛県松山市宮西町一丁目6	松山市	(市) 味酒65号線	伊予鉄道	高浜線	第二条第2号 (歩行者ボトルネック踏切)		未指定	第二条第12号 (地域課題踏切)	R7. 1. 15	検討中
愛媛県	ごじんじやうわり 護国神社通	愛媛県松山市文京町3-1	松山市	(市) 鮎屋町護国神社前線	伊予鉄道	城北線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	R6. 1. 18	事業中			
愛媛県	よこすい 横水	愛媛県新居浜市本郷一丁目899-11	愛媛県	(一) 新居浜港線	四国旅客鉄道	予讃線	-	-	-	第二条第12号 (地域課題踏切)	R3. 4. 13	事業中
徳島県	できしま 出来島	徳島県徳島市南出来島町2-2地先	徳島市	(市) 南出来島・北出来島線	四国旅客鉄道	高德線	-	-	-	第二条第12号 (地域課題踏切)	R6. 1. 18	事業中
香川県	しほがみだいに 塩上第二	香川県高松市塩上町1丁目9	香川県	(一) 高松港栗林公園線	高松琴平電気鉄道	長尾線	-	-	-	第二条第12号 (地域課題踏切)	R6. 1. 18	検討中
香川県	きかよ 坂元	香川県観音寺市観音寺町字三反畑 甲285-10地先	香川県	(主) 込野観音寺線	四国旅客鉄道	予讃線	-	-	-	第二条第12号 (地域課題踏切)	R6. 1. 18	検討中
愛媛県	さんばんぢやう 三番町第1	愛媛県松山市三番町七丁目8-1	松山市	(市) 三番町線	伊予鉄道	高浜線	-	-	-	第二条第12号 (地域課題踏切)	R6. 1. 18	検討中
愛媛県	ちふねまち 千舟町第1	愛媛県松山市千舟町七丁目12-1	松山市	(市) 千舟町高岡線	伊予鉄道	高浜線	-	-	-	第二条第12号 (地域課題踏切)	R6. 1. 18	検討中
愛媛県	すまひらまち 末広町	愛媛県松山市末広町19-1	松山市	(市) 千舟町古川線	伊予鉄道	横河原線	-	-	-	第二条第12号 (地域課題踏切)	R6. 1. 18	検討中
徳島県	まえだのいち 前田第1	徳島県小松島市立江町字前田66-6 地先	小松島市	(2) 中村中央線	四国旅客鉄道	牟岐線	-	-	-	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	R7. 1. 15	事業完了
香川県	やました 山下	香川県高松市新田町字松ノ内甲 96-3 地先	高松市	(他) 松之内下所線	四国旅客鉄道	高德線	-	-	-	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	R7. 1. 15	事業完了
香川県	しむらじやう 下村上所	香川県仲多度郡まんのう町四条8 2-3	まんのう町	大橋天皇線	高松琴平電気鉄道(株)	琴平線	-	-	-	第二条第6号 (踏切遮断機がない踏切)	R7. 1. 15	事業完了
愛媛県	うめ 梅の木	愛媛県四国中央市朝日町一丁目字 銭倉529-4	四国中央市	朝日栄通り線	四国旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株)	予讃線	-	-	-	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	R7. 1. 15	事業完了
愛媛県	たたら 多々良	愛媛県越智郡波方町大字樋口字大 久保甲2 8 3-4	今治市	(他) 樋口多々良線	四国旅客鉄道	予讃線	-	-	-	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	R7. 1. 15	事業完了
高知県	しのはらひがし 篠原東1	高知県南国市篠原字土居9 3 2	南国市	篠原1号線	とさでん交通(株)	後免線	-	-	-	第二条第6号 (踏切遮断機がない踏切) 第二条第12号 (地域課題踏切)	R7. 1. 15	事業中
香川県	シモ 下	香川県高松市国分寺町新居字橋岡 1761-2地先	高松市	(他) 下向田2号線	四国旅客鉄道	予讃線	-	-	-	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	R7. 12. 23	事業中
香川県	びやういん 病院	香川県観音寺市観音寺町字津甲 1807-12	観音寺市	(他) 七間橋柞田川線	四国旅客鉄道	予讃線	-	-	-	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	R7. 12. 23	検討中
香川県	ヒガンバイ 東土居	香川県東かがわ市大内町土居27-9	東かがわ市	(他) 喜定丹生停車場線	四国旅客鉄道	高德線	-	-	-	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	R7. 12. 23	検討中
香川県	サツウ 皿池	香川県三豊市高瀬町大字比地中字 宮砂2456-6	三豊市	(1) 皿池線	四国旅客鉄道	予讃線	-	-	-	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	R7. 12. 23	検討中
香川県	よこはらまち 琴平第2	香川県仲多度郡琴平町字川東154- 10	香川県	(一) 原田琴平線	四国旅客鉄道	土讃線	-	-	-	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	R7. 12. 23	検討中
愛媛県	オオタニ 大谷第1	愛媛県松山市堀江町甲2309-5	松山市	市道堀江41号線	四国旅客鉄道	予讃線	-	-	-	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	R7. 12. 23	事業中
愛媛県	フネイチ 綿市	愛媛県四国中央市妻鳥町橋ノ本 673-6	四国中央市	市道五反地中上線	四国旅客鉄道	予讃線	-	-	-	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	R7. 12. 23	事業中
愛媛県	フジイ 藤石堂	愛媛県四国中央市土居町大字中村 字大坪1170-5	四国中央市	市道中村大道線	四国旅客鉄道	予讃線	-	-	-	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	R7. 12. 23	事業中

橙着色 : 令和7年度法指定踏切

※本表はR6年度までに対策完了を除く地方踏切道のみ掲載

**カルテ踏切とは**

開かずの踏切などの「緊急に対策の検討が必要な踏切(カルテ踏切)」1,479箇所について、踏切の諸元、交通量、事故発生状況、対策状況等を鉄道事業者と道路管理者が連携してとりまとめた「踏切道安全通行カルテ」として公表し(平成28年6月)、対策を講じてきました。

対策の実施や踏切における交通量、遮断時間、事故の減少により課題が解消された箇所がある一方、鉄道とバリアフリー法に基づく特定道路とが交差している場合における移動等円滑化の促進の必要性が特に高い踏切を新たに追加するなどの結果、カルテ踏切は1,336箇所となり、対策状況等をまとめた「踏切道安全通行カルテ」を更新しました(令和3年10月)。

今後、踏切道改良促進法に基づく、改良後の踏切道に対する評価の結果等を反映した「踏切道安全通行カルテ」を1年に1度更新し、対策の進捗状況や取組の成果を「見える化」することで、更なる踏切対策の促進を図ってまいります。

※国土交通省ホームページより抜粋

# 踏切道改良計画の作成及び実施に関する概要(徳島県 花畑踏切)

踏切道名称	花畑踏切
道路管理者名	徳島県
道路路線名	県道高島鴨島線
鉄道事業者名	四国旅客鉄道(株)
鉄道路線名	高德線

## 【諸元】

自動車交通量	15,838台/日
歩行者交通量	7,551人/日
法指定日	R6.1.18
指定基準	第二条第12号 (地域課題踏切)

## 【課題】

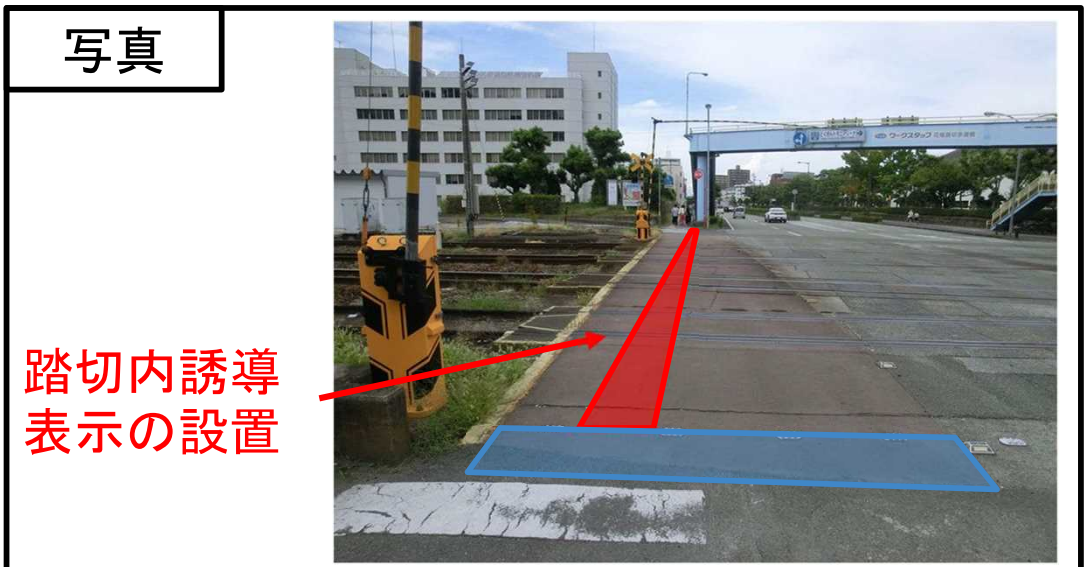
踏切内の誘導表示が未整備であり、視覚障がい者の安全な通行に支障をきたしている

## 【対策内容】

踏切道内誘導表示の設置等

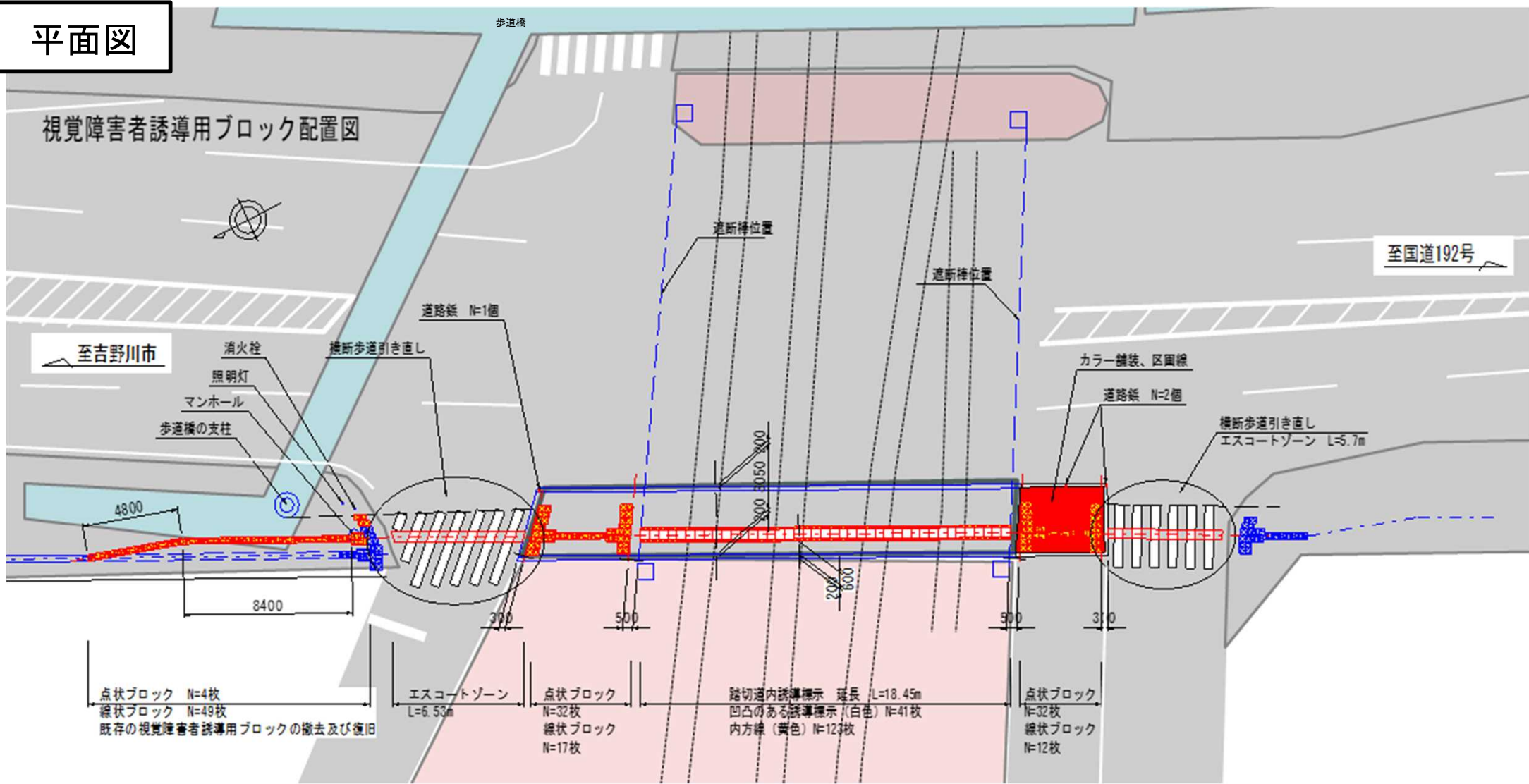


## 写真



# 踏切道改良計画の作成及び実施に関する概要(徳島県 花畑踏切)

## 平面図



**【踏切前後の対策内容】**  
 視覚障がい者誘導用ブロックの設置等

※配置・構造は道路の移動等円滑化に関するガイドライン(R6.1)に基づく  
 ※図面はR8.1.30時点

### 3. 災害時の管理の方法を 定めるべき踏切道について

管内 災害時の管理方法を定めるべき踏切道一覧

R8.1末時点

都道府県	踏切道名	所在地	道路管理者名	道路名	鉄道事業者名	鉄道路線名	該当する指定に係る基準 (踏切道改良促進法施行規則)	法指定年月日	進捗状況
香川県	福田町第四	香川県高松市瓦町1丁目7-15	国土交通省	国道11号	高松琴平電気鉄道(株)	琴平線	法第十三条第1号	R3.6.30	管理方法策定済み
香川県	塩上町	香川県高松市塩上町2丁目1	国土交通省	国道11号	高松琴平電気鉄道(株)	志度線	法第十三条第1号	R3.6.30	管理方法策定済み
香川県	向良横	香川県高松市松福町1丁目24-11	高松市	(1)朝日町仏生山線	高松琴平電気鉄道(株)	志度線	法第十三条第1号	R3.6.30	管理方法策定済み
香川県	沖松島第二	香川県高松市福岡町4丁目32-1	高松市	(1)福岡林線	高松琴平電気鉄道(株)	志度線	法第十三条第1号	R3.6.30	管理方法策定済み
香川県	新川	香川県高松市春日町1764	高松市	(1)屋島東山崎線	高松琴平電気鉄道(株)	志度線	法第十三条第1号	R3.6.30	管理方法策定済み
香川県	上福岡	香川県高松市上福岡町968-3	高松市	(1)上福岡多肥下町線	高松琴平電気鉄道(株)	長尾線	法第十三条第1号	R3.6.30	管理方法策定済み
愛媛県	松前駅北	愛媛県伊予郡松前町大字浜799-2	愛媛県	(一)八倉松前線	伊予鉄道(株)	郡中線	法第十三条第1号	R3.6.30	管理方法策定済み
愛媛県	明治製菓	愛媛県松山市辰巳町2863-3	愛媛県	(主)松山港線	伊予鉄道(株)	高浜線	法第十三条第1号	R3.6.30	管理方法策定済み
愛媛県	千舟町第3	愛媛県松山市千舟町7丁目12-1	国土交通省	国道56号	伊予鉄道(株)	高浜線	法第十三条第1号	R3.6.30	管理方法策定済み
愛媛県	藤原町	愛媛県松山市北藤原町9-10	国土交通省	国道56号	伊予鉄道(株)	郡中線	法第十三条第2号	R3.6.30	管理方法策定済み
愛媛県	本町	愛媛県松山市本町6丁目6-12	国土交通省	国道196号	伊予鉄道(株)	城北線	法第十三条第1号	R3.6.30	管理方法策定済み
香川県	松島	香川県高松市松福町2丁目12	香川県	(一)高松東港線	高松琴平電気鉄道(株)	志度線	法第十三条第1号	R4.7.29	管理方法策定済み
香川県	津畑東	香川県丸亀市綾歌町岡田東1787	丸亀市	(1)西谷定連線	高松琴平電気鉄道(株)	琴平線	法第十三条第2号	R4.7.29	管理方法策定済み
香川県	栗熊東	香川県丸亀市綾歌町栗熊東1552	丸亀市	(1)馬指原線	高松琴平電気鉄道(株)	琴平線	法第十三条第2号	R4.7.29	管理方法策定済み

# 令和7年度 災害時管理方法に定める定期訓練実施報告

○日時: 令和7年11月28日(金)10:00~10:30

【位置図】

○内容: 情報伝達訓練

○遮断想定箇所: 栗熊東踏切  
(丸亀市道馬指原線 × 高松琴平電気鉄道琴平線)



○参加機関

- ・高松琴平電気鉄道(株)
- ・四国地方整備局香川河川国道事務所  
道路管理第一課
- ・香川県土木部道路課
- ・香川県警察本部交通部交通規制課
- ・高松市都市整備局道路管理課
- ・高松市消防局情報司令課
- ・丸亀市都市整備部建設課(R7年度幹事)
- ・丸亀市消防本部防災課

【情報伝達訓練】(実施状況)



○ 法指定箇所(指定日 R3.6.30)

No.	踏切道名称	鉄道の線区	位置	鉄道事業者	道路の路線名	道路管理者
165	千舟町第3	伊予鉄道 高浜線	愛媛県松山市 千舟町7丁目12-1	伊予鉄道 株式会社	国道56号	国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所
166	藤原町	伊予鉄道 郡中線	愛媛県松山市 北藤原町9-10		国道56号	
167	本町	伊予鉄道 城北線	愛媛県松山市 本町6丁目6-12		国道196号	

- 訓練概要  
FAXを使用する踏切道の長時間通行遮断時を想定した情報伝達訓練
- 実施日  
令和7年12月11日(木)11:00~12:00
- 参加者  
伊予鉄道、国土交通省ほか関係4機関

○ 鉄道事業者

機関	所属	担当	TEL	FAX	備考
伊予鉄道	鉄道部鉄道課運転指令所	—	089-948-3326	089-948-3110	

○ 道路管理者

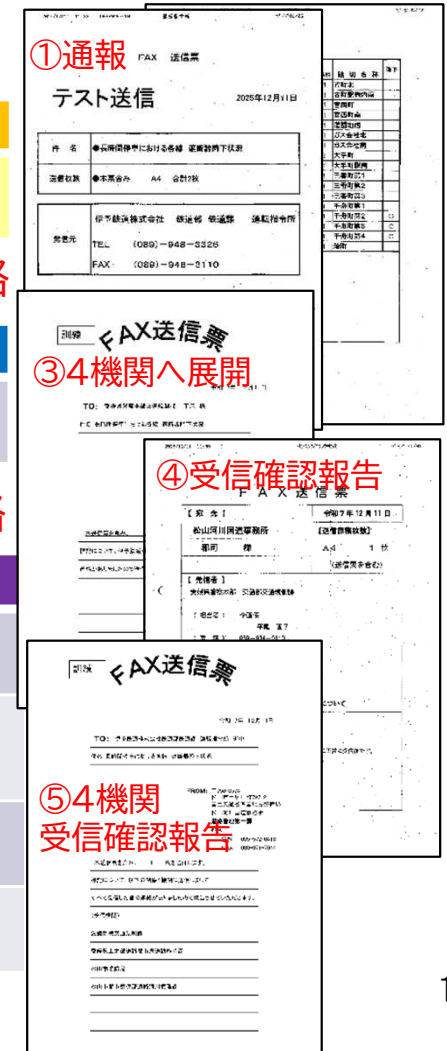
機関	所属	担当	TEL	FAX	備考
国土交通省	松山河川国道事務所 道路管理第一課	郡司	089-972-0413(直通)	089-971-7044	

○ 関係機関(4機関)一覧表

機関	所属	担当	TEL	FAX	備考
愛媛県警本部	交通規制課 交通管制企画係	平尾	089-934-0110(代表) (内726-357)	089-933-9138	
松山市消防本部	通信指令課	御中	089-926-9200	089-926-9198	R6より消防の窓口が 松山市へ統一された。 (伊予・東温→松山市)
愛媛県	土木部道路都市局 道路維持課	久保	089-912-2722	089-912-2719	
松山市	都市整備部 道路河川管理課	黒川	089-948-6521(直通)	089-934-1213	

▼ ①通報 ▲ ②受信確認報告 ▲ ⑤4機関受信確認報告 ▼ ⑦終了連絡

▼ ③4機関へ展開 ▲ ④各機関受信確認報告 ▼ ⑧終了連絡



①通報 FAX 送信票  
テスト送信 2025年12月11日

③4機関へ展開  
AX送信票

④受信確認報告  
FAX 送信票

⑤4機関  
受信確認報告

## 4. 法指定踏切の事後評価について

# 片原町踏切（香川県高松市）

【令和7年6月 完成】

道路管理者名	高松市
道路路線名	市道片原町沖松島線
鉄道事業者名	高松琴平電気鉄道（株）
鉄道路線名	琴平線

## 【諸元】

自動車交通量	0台/日
歩行者交通量	11,593人/日
通学路指定	有
法指定	R4.12.16
指定基準	法第2条11号 (移動等円滑化要対策踏切)



## 【課題】

踏切内の誘導表示が未整備であり、視覚障がい者の安全な通行に支障をきたしている

## 【対策内容】

踏切道内等の誘導表示設置

# 片原町踏切（香川県高松市）

【令和7年6月 完成】

対策前



対策後



## 【対策後の効果等】

- ・ 踏切内及び踏切手前に視覚障害者用誘導表示を設置したことにより、踏切出入りの認識性の向上や、踏切を通行する際に自らの位置を把握しやすくなることで、直進性の確保に繋がっており、通行における安全性が向上した。

ほんまち かがわ たかまつ  
**本町踏切 (香川県高松市)**

【令和7年9月 完成】

道路管理者名 高松市  
道路路線名 市道魚屋町栗林線  
鉄道事業者名 高松琴平電気鉄道 (株)  
鉄道路線名 琴平線

**【諸元】**

自動車交通量 12,613台/日  
歩行者交通量 1,971人/日  
通学路指定 無  
法指定 H29.1.27 (旧法)  
指定基準 法第2条1号

(自動車ボトルネック踏切)



**【課題】**

交通量が多く、踏切の遮断によって交差点付近に滞留や渋滞が多く発生しており、ボトルネックとなっている。

**【対策内容】**

周辺道路線形の変更、歩道整備 (歩車分離)

ほんまち かがわ たかまつ  
本町踏切 (香川県高松市)

【令和7年9月 完成】



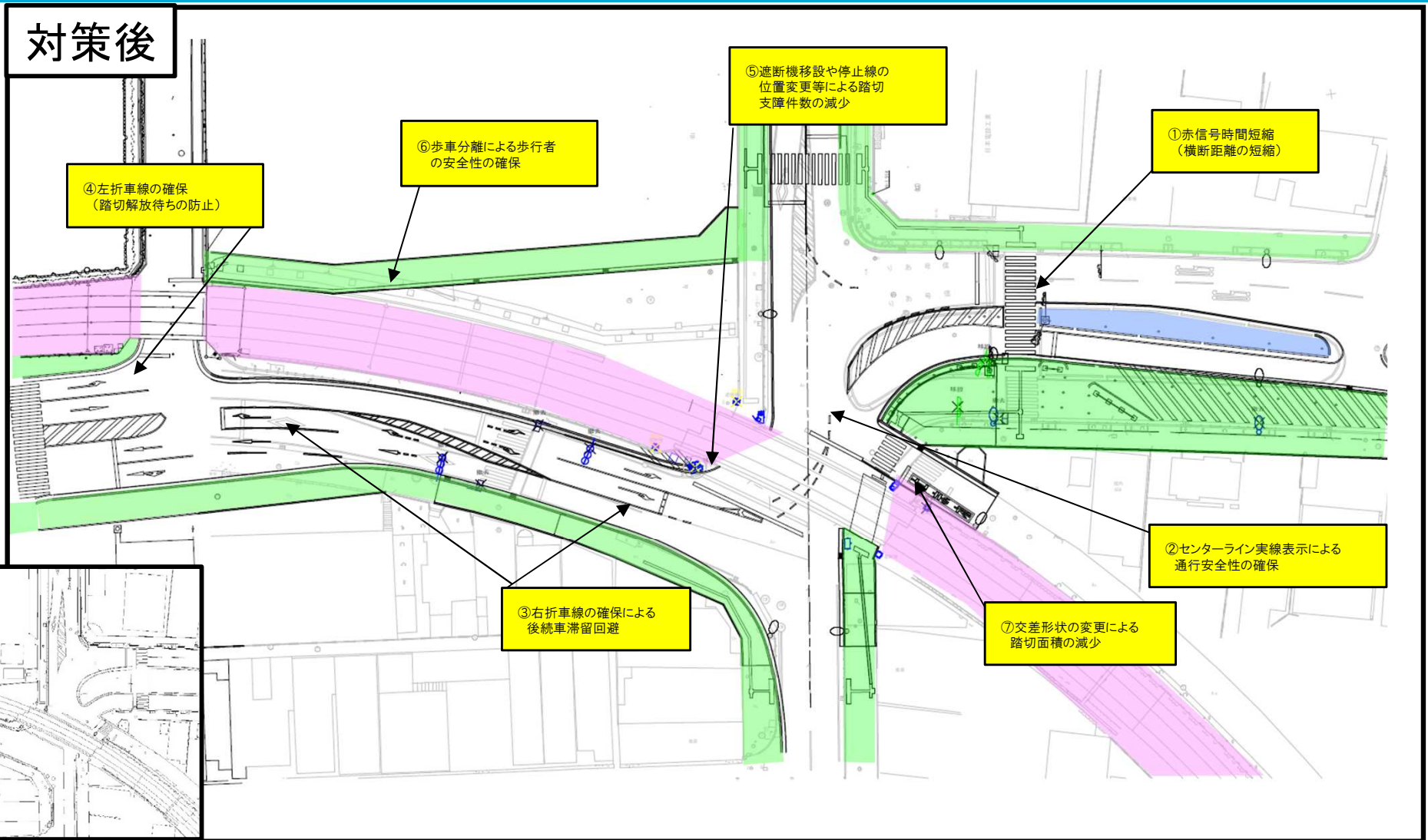
【対策後の効果等】

- ・ 迂回看板の設置及び各種団体への迂回要請や、道路線形の変更（横断歩道整備、センターライン実線表示、右折車線の整備、遮断機移設及び停止線の位置変更、歩道整備、交差点の形状変更等）により、交通量が減少し、踏切の遮断によって生じる交差点付近の滞留・渋滞状況の改善が見られた。
- ・ 渋滞対策は、今後も香川県渋滞対策協議会等で検討を継続する。

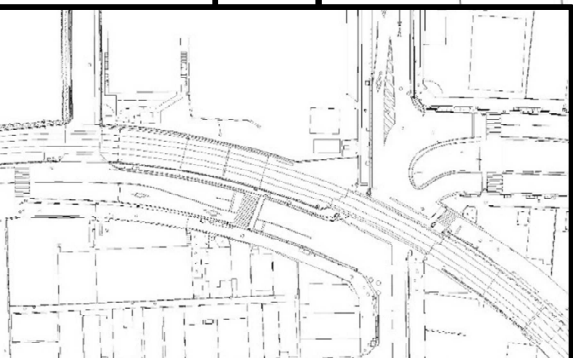
# 本町踏切 (香川県高松市)

【令和7年9月 完成】

## 対策後



## 対策前



対策内容	安全性の確保	①横断歩道整備、②センターライン実線表示、⑤遮断機移設及び停止線の位置変更、⑥歩道整備、⑦交差形状の変更
	交通の円滑化	③右折車線の整備
	近傍の踏切道への対策	④左折車線確保

# 前田第1踏切（徳島県小松島市）

【令和7年2月 完成】

道路管理者名	小松島市
道路路線名	市道 中村中央線
鉄道事業者名	四国旅客鉄道（株）
鉄道路線名	牟岐線

## 【諸元】

自動車交通量	3,466台/日
歩行者交通量	22人/日
通学路指定	無
法指定	R7.1.15

## 位置図



## 【課題】

付近に老人福祉施設等があり、高齢者等の通行の安全を確保する必要がある。

## 【対策内容】

全方位型警報機の設置

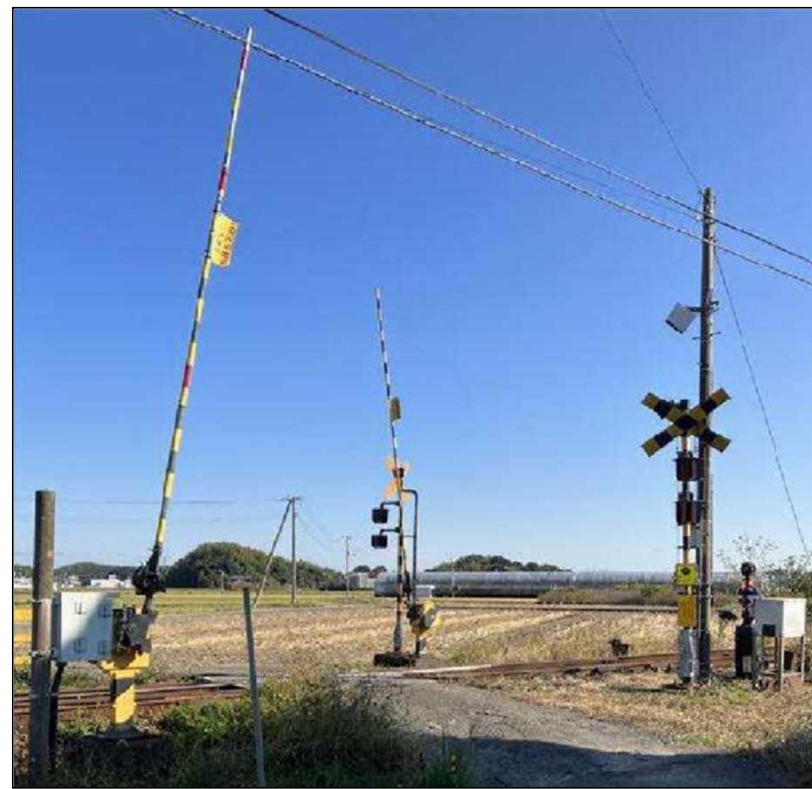
# 前田第1踏切（徳島県小松島市）

【令和7年2月 完成】

対策前



対策後



## 【対策後の効果等】

- ・ 全方位型警報器の設置により、歩行者の安全性向上

やました

# 山下踏切（香川県高松市）

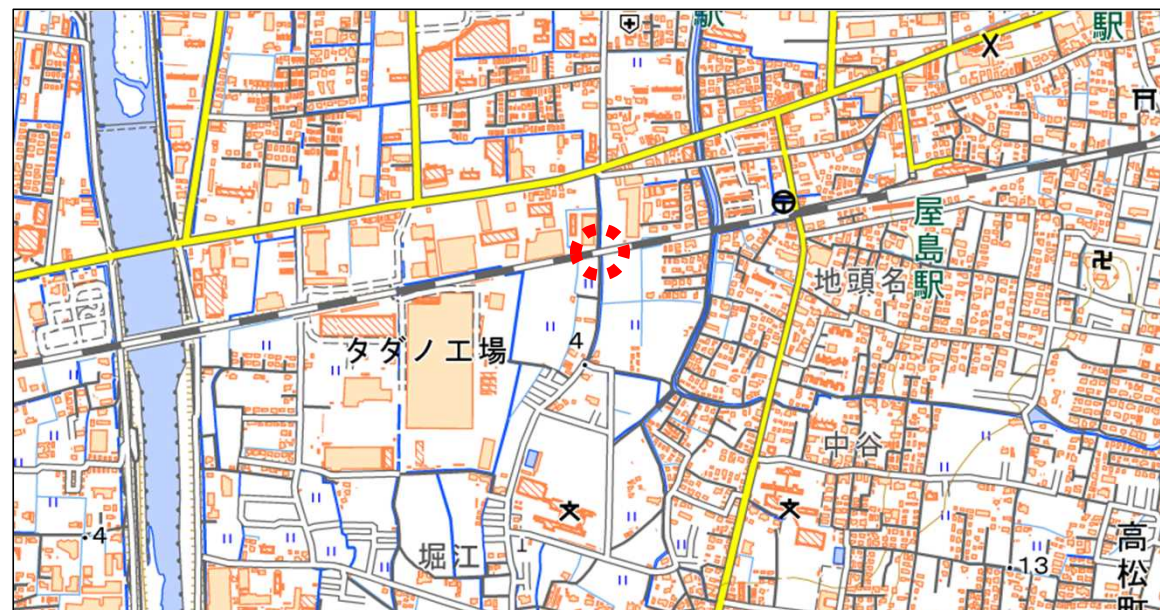
【令和7年2月 完成】

道路管理者名	高松市
道路路線名	市道 松之内下所線
鉄道事業者名	四国旅客鉄道（株）
鉄道路線名	高德線

## 【諸元】

自動車交通量	99台/日
歩行者交通量	64人/日
通学路指定	無
法指定	R7.1.15

## 位置図



## 【課題】

付近に老人福祉施設等があり、高齢者等の通行の安全を確保する必要がある。

## 【対策内容】

全方位型警報機の設置

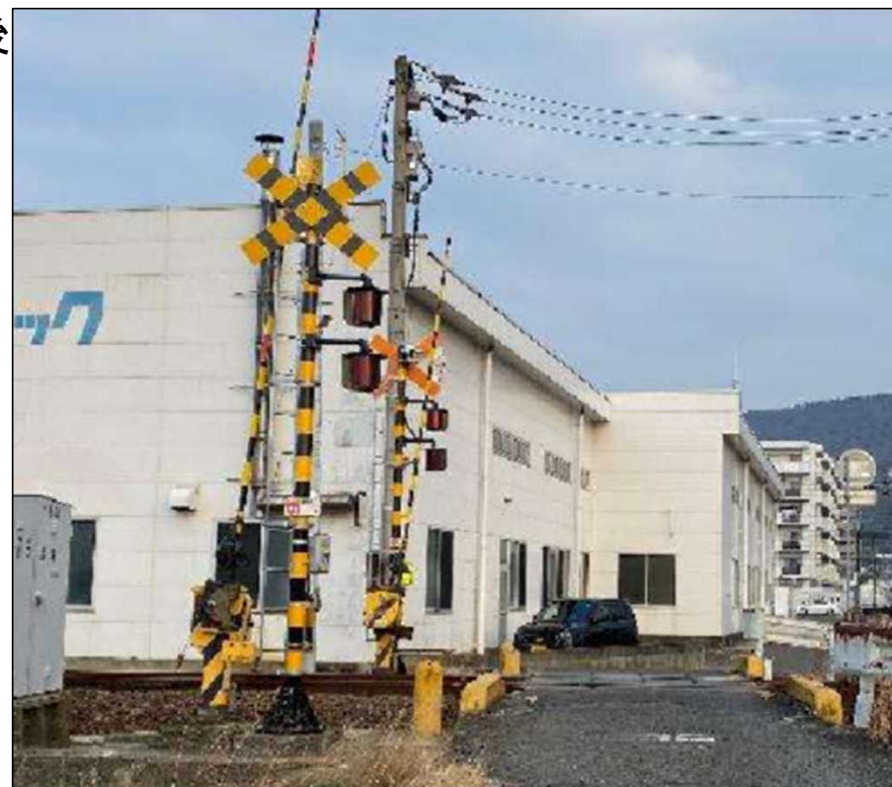
やました  
山下踏切（香川県高松市）

【令和7年2月 完成】

対策前



対策後



【対策後の効果等】

- ・ 全方位型警報器の設置により、歩行者の安全性向上

# 梅の木踏切（愛媛県四国中央市）

【令和7年2月 完成】

道路管理者名	四国中央市
道路路線名	市道 朝日栄通り線
鉄道事業者名	四国旅客鉄道（株）
鉄道路線名	予讃線

### 【諸元】

自動車交通量	1,416台/日
歩行者交通量	253人/日
通学路指定	有
法指定	R7.1.15

### 位置図



### 【課題】

付近に老人福祉施設等があり、高齢者等の通行の安全を確保する必要がある。

### 【対策内容】

全方位型警報機の設置

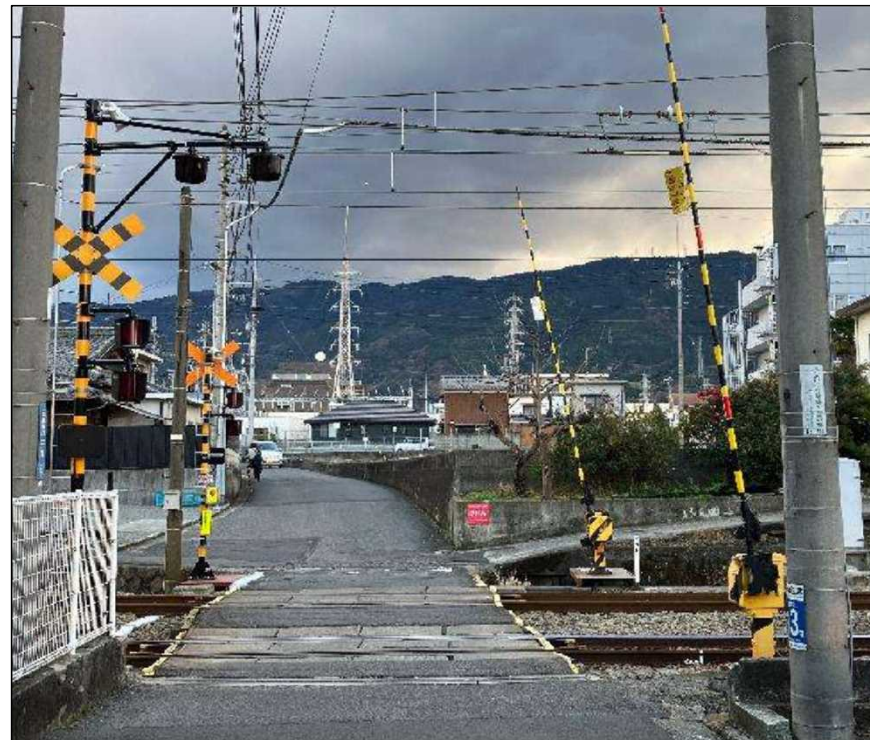
うめのき  
梅の木踏切（愛媛県四国中央市）

【令和7年2月 完成】

対策前



対策後



【対策後の効果等】

- ・ 全方位型警報器の設置により、歩行者の安全性向上

# 多々良踏切（愛媛県今治市）

【令和7年2月 完成】

道路管理者名	今治市
道路路線名	市道 樋口多々良線
鉄道事業者名	四国旅客鉄道（株）
鉄道路線名	予讃線

【諸元】

自動車交通量	96台/日
歩行者交通量	72人/日
通学路指定	有
法指定	R7.1.15

位置図



【課題】

付近に老人福祉施設等があり、高齢者等の通行の安全を確保する必要がある。

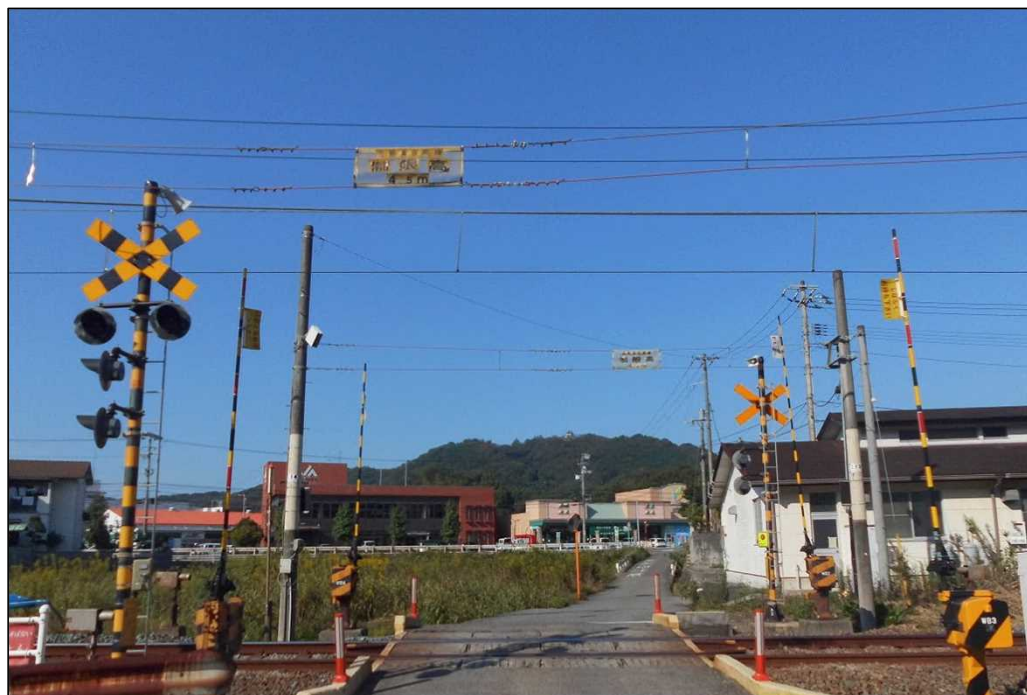
【対策内容】

全方位型警報機の設置

たたら  
多々良踏切（愛媛県今治市）

【令和7年2月 完成】

対策前



対策後



【対策後の効果等】

- ・ 全方位型警報器の設置により、歩行者の安全性向上

# 琴平線 羽間駅～榎井駅間

## 下村上所踏切道の第1種化について



**鉄道事業本部 工務部**



羽間駅～榎井駅間  
下村上所踏切

営業キロ

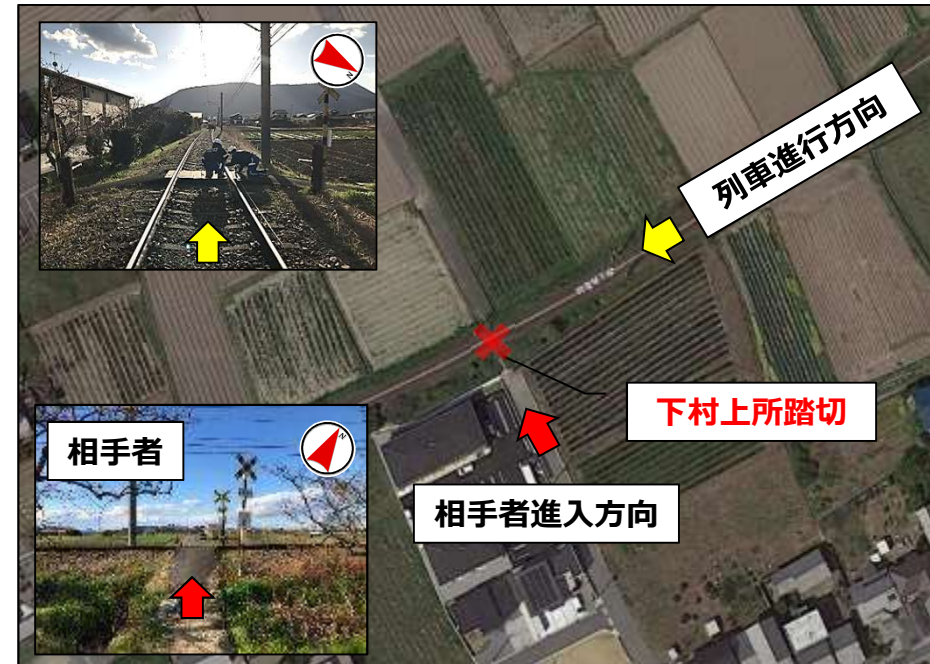
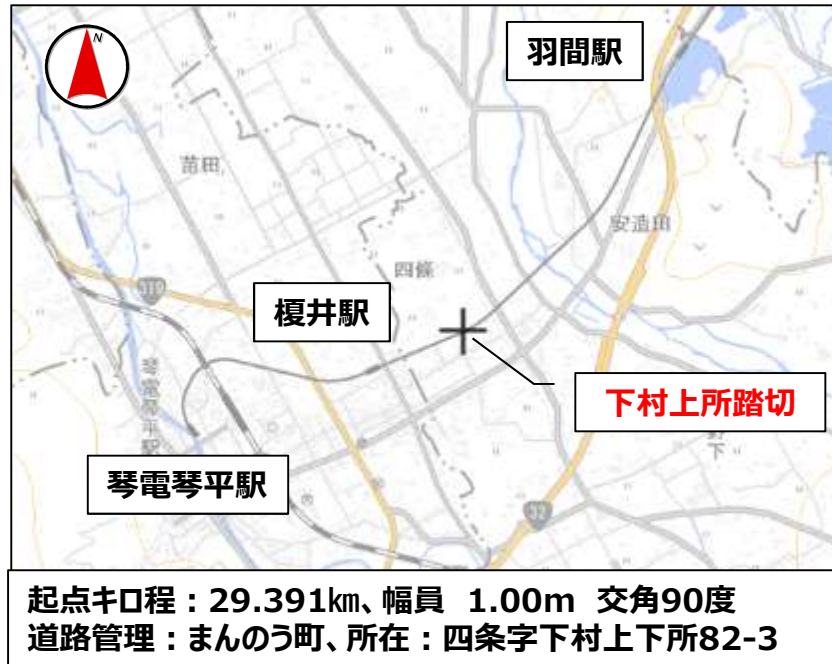
60km (53駅)

琴平線32.9km (23駅)

長尾線14.6km (15駅)

志度線12.5km (15駅)

# ■ 踏切事故



**【発生日時】 2023年3月2日 14時58分**

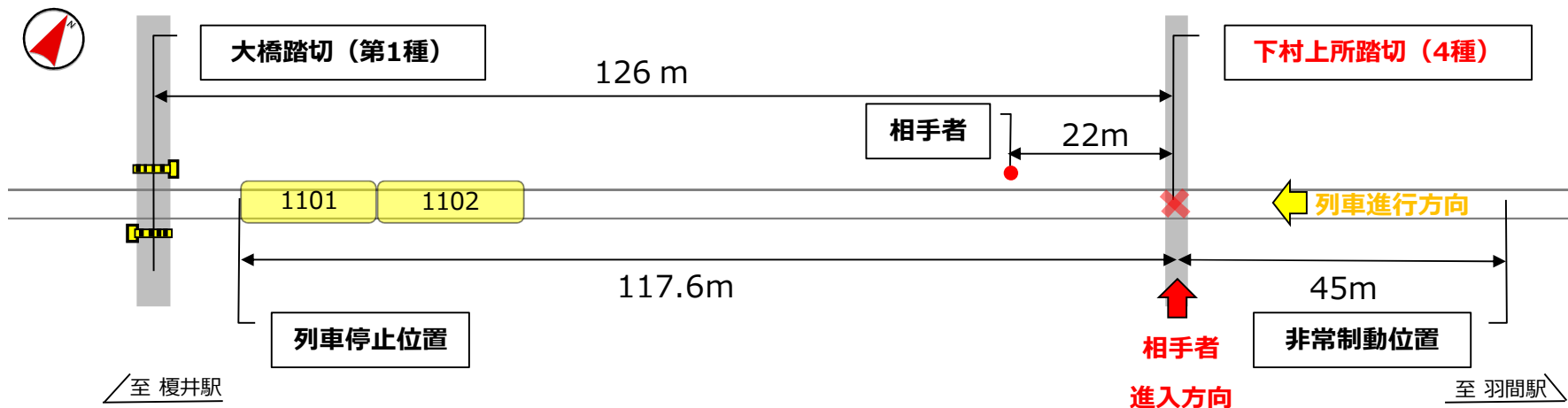
**【天 気】 曇り**

**【場 所】 琴平線：羽間～榎井 駅間**

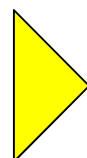
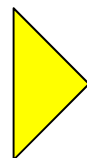
**下村上所踏切(第4種)**

## ■ 概況

当該列車（2両編成）が約70km/hで惰行運転中、運転士は下村上所踏切の南側から進入する歩行者（80歳代 女性）を同踏切の約45m手前で発見し、直ちに気笛吹鳴及び非常制動の手配を行うも、相手者と先頭車両の右前部が接触し、当該踏切を117m行き過ぎて緊急停止した。乗客9名に負傷者はなかったが、現場で相手者の死亡が確認された。



# ■ 下村上所踏切 「通行禁止」



## ■ 事業費

種 別	契約金額	費用負担	割合
軌道工事	820,000	国	6,210,000
接続軌道設置工事	6,800,000	まんのう町	10,020,000
踏切保安設備設置工事	18,630,000	ことでん	10,020,000
合計	26,250,000	合計	26,250,000

※ (国) 踏切保安設備設置工事

# ■ 下村上所踏切 「運用開始」 2025年3月17日



特殊信号発光機



カラー舗装



踏切遮断機：2台  
踏切警報機：2基  
踏切支障報知装置：非常押しボタン2台  
特殊信号発光機：下り列車用、上り列車用  
カラー舗装：踏切内の歩道部

## ■ 下村上所踏切 「運用開始」 後の効果

### 輸送障害

2016年度 1件（高齢者の横断）

2017年度 3件（高齢者の横断）

2025年の第1種化後は、**0件**

**踏切遮断機・警報機・非常押しボタン・特殊信号発光機を新設したことで、列車と歩行者の接触リスクが大幅に低減した。**

## 5. 踏切道の安全対策について

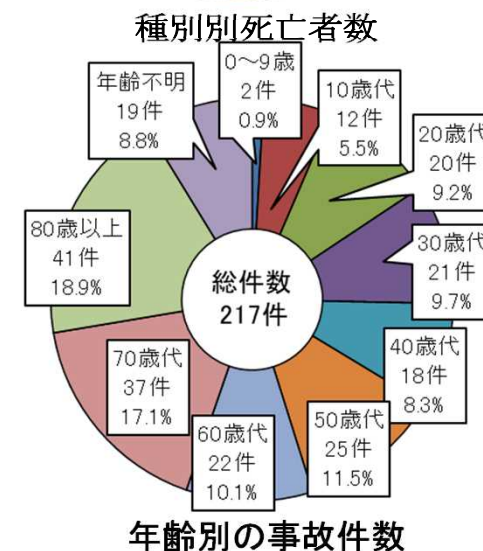
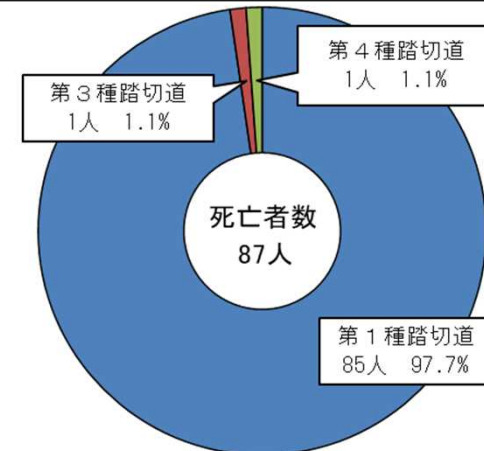
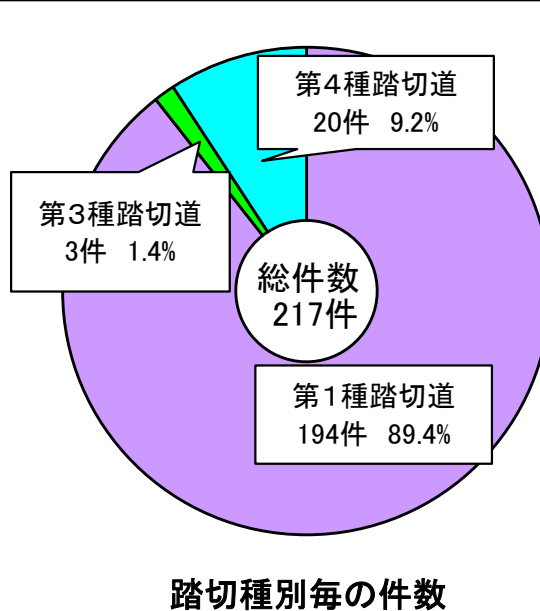
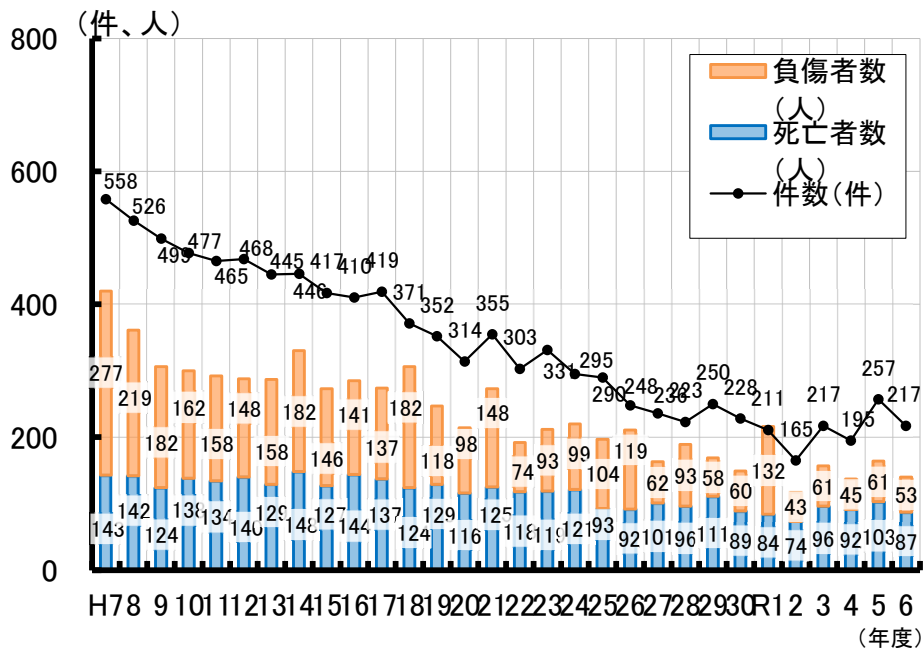
# 踏切道の安全対策について

---

四国運輸局  
令和8年2月

# 令和6年度 踏切事故の発生状況

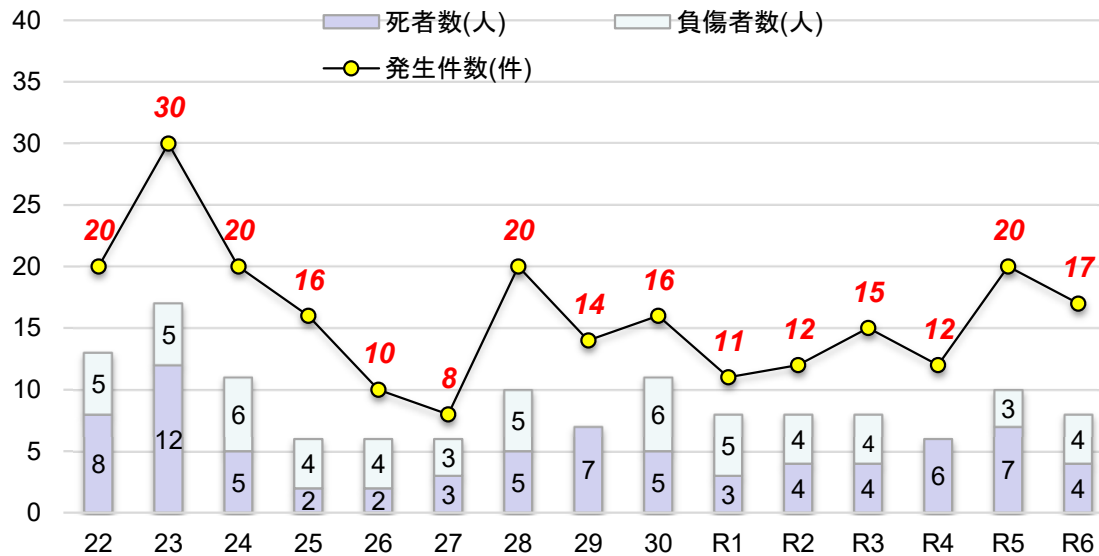
- ・踏切事故の件数は、長期的に減少傾向にあるが、令和6年度は、217件(対前年度比40件減)であった。
- ・内訳は、第1種踏切道194件(対前年度比35件減)、第3種踏切道3件(同1件増)、第4種踏切道20件(同6件減)であり、第1種踏切道における事故が9割近くを占める。
- ・踏切事故による死傷者数は140人(対前年度比24人減)、うち死亡者数は87人(同16人減)であり、共に昨年度より減少した。
- ・事故原因については、直前横断等の通行者に起因する事故がほとんどであることから、通行者の意識に働きかける対策が必要である。



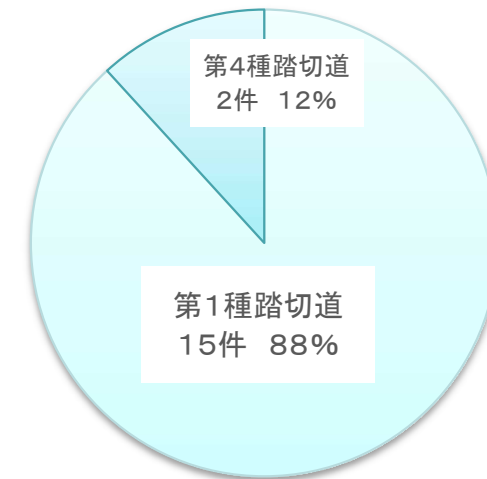
- ・踏切道1箇所あたりの踏切事故発生件数は第4種踏切道が第1種踏切道の約1.3倍であった。
- ・高齢者(65歳以上)の踏切事故件数は86件(対前年度比3件減)であった。

# 令和6年度 踏切事故の発生状況(四国管内)

- ・踏切事故の件数は、長期的に減少傾向にあるが、令和6年度は、17件(対前年度比3件減)であった。
- ・内訳は、第1種踏切道15件(対前年度比3件減)、第4種踏切道2件(増減なし)であり、第1種踏切道における事故が9割近くを占める。
- ・踏切事故による死傷者数は8人(対前年度比2人減)、うち死亡者数は4人(同3人減)であり、共に昨年度より減少した。
- ・事故原因については、直前横断等の通行者に起因する事故がほとんどであることから、通行者の意識に働きかける対策が必要である。



踏切事故の件数及び死傷者数の推移



踏切種別毎の件数

- ・踏切道1箇所あたりの踏切事故発生件数は第4種踏切道が第1種踏切道の約1.3倍であった。
- ・高齢者(70歳以上)の踏切事故件数は8件(対前年度比2件増)、発生割合は47%(同17%増)であった。

# 踏切道数の推移

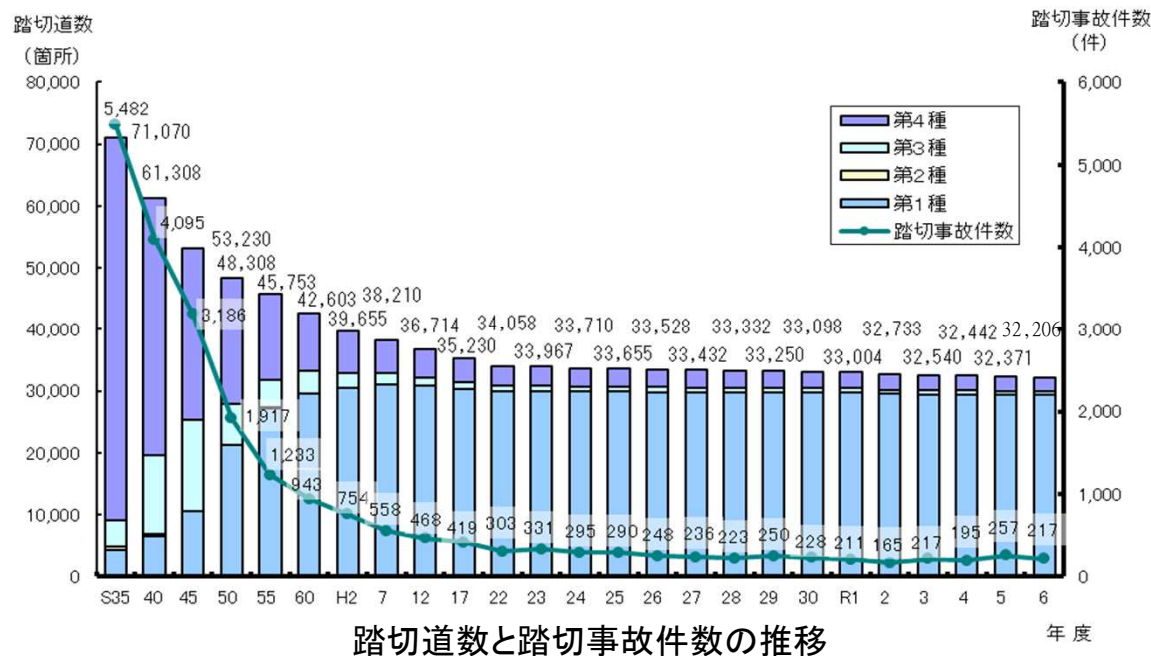
- ・令和6年度末現在踏切数は、32,206であり、対前年度比165減であった。
- ・内訳は、第1種踏切道65減、第3種踏切道15減、第4種踏切道85減であった。
- ・1種化の件数が年々減少している。

○ 踏切道数の推移 ※括弧内は減少数

年 度	第 1 種	第 3 種	第 4 種	合 計
令和2年度	29,567 (▲150)	639 (▲45)	2,527 (▲76)	32,733
令和3年度	29,473 (▲94)	612 (▲27)	2,455 (▲72)	32,540
令和4年度	29,442 (▲31)	592 (▲20)	2,408 (▲47)	32,442
令和5年度	29,422 (▲20)	582 (▲10)	2,367 (▲41)	32,371
令和6年度	29,357 (▲65)	567 (▲15)	2,282 (▲85)	32,206

○ 1種化の推移

年 度	1 種 化
令和2年度	31
令和3年度	31
令和4年度	17
令和5年度	19
令和6年度	14



# 踏切道数の推移(四国管内)

令和6年度末現在踏切道数は、1895であり、対前年度比9減であった。

- ・第1種踏切道廃止 8箇所(連続立体交差化事業による)
- ・第4種踏切道の1種化 1箇所
- ・第4種踏切道廃止 1箇所

## ○近年の踏切道数の推移(四国管内)

※括弧内は△増加数、▲減少数

年 度	第 1 種	第 3 種	第 4 種	合 計
令和元年度	1717	16	182	1915
令和2年度	1717 (▲0)	16 (▲0)	181 (▲1)	1914
令和3年度	1716 (▲1)	16 (▲0)	180 (▲1)	1912
令和4年度	1715 (▲1)	16 (▲0)	179 (▲1)	1910
令和5年度	1714 (▲1)	16 (▲0)	174 (▲5)	1904
令和6年度	1707 (▲7)	16 (▲0)	172 (▲2)	1895

# 踏切道の廃止および第1種化の事例(令和7年度)

## ○踏切道の廃止

- ・第1種踏切道 1箇所
- ・第4種踏切道 3箇所



第1シダ坂踏切道(廃止前)



第1シダ坂踏切道(廃止後)

廃止された第4種踏切道

## ○第4種踏切道の第1種化



篠原東1踏切道(対策前)



篠原東1踏切道(対策工事中)

・踏切道を第1種化 1箇所(令和8年2月24日 供用開始)

# 第4種踏切道の統廃合事例（1）

## 高徳線 鶴羽・丹生間 絹島踏切（廃止）

### 【概要】

過去協議時には当該踏切の利用者がいたため廃止が困難であったが、道路管理者の協力を得ながら関係自治会に対して存廃の意向調査を継続的に行うなかで、利用者がいなくなったことから、関係自治会及び道路管理者が廃止に合意。

鉄道事業者により踏切撤去及び進入対策を実施した。



廃止前



廃止後



# 第4種踏切道の統廃合事例 (2)

## 予讃線 伊予三芳構内 三芳東踏切 (2026年2月廃止予定)

### 【概要】

過去協議時には農地管理として利用者がいたため廃止が困難であったが、道路管理者の協力を得ながら関係者に対して存廃の意向調査を継続的に行うなかで、利用者及び土地改良区、道路管理者が廃止に合意。鉄道事業者により踏切撤去及び進入対策を実施予定。



廃止前



廃止前

# 第4種 踏切道対策 (1) 第4種踏切道数の推移

国土交通省としては、遮断機も警報機も設置されていない第4種踏切道は、安全性の向上が重要な課題であると認識しており、これまで、

- ・第4種踏切道の統廃合の促進、
- ・遮断機・警報機の整備の支援による第1種踏切道化の促進

などの取組を、道路管理者、地方自治体及び鉄道事業者などの関係者とともに進めてきている。

こうした取組により、第4種踏切道数は年々減少し、年間約60箇所減少している。

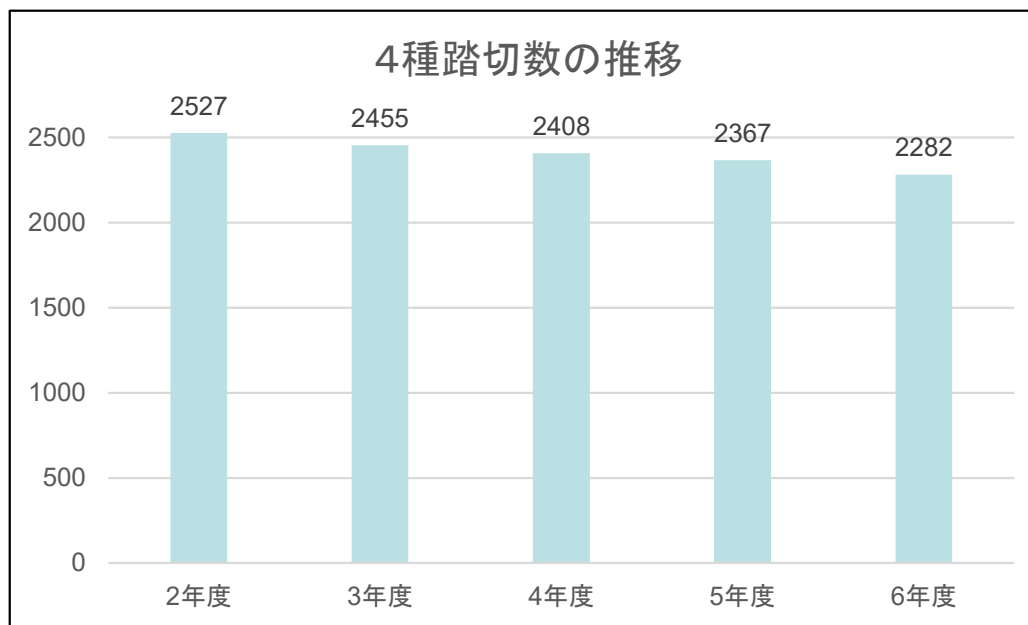


しかし、地元との協議が難航するなど、廃止及び1種化ができない踏切道が多数残っている。



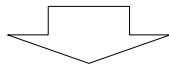
**廃止、1種化に向けて、引き続き協議を進めていただきたい。**

第4種踏切道数の推移

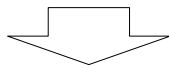


# 第4種 踏切道対策 (2) 群馬県の対策について

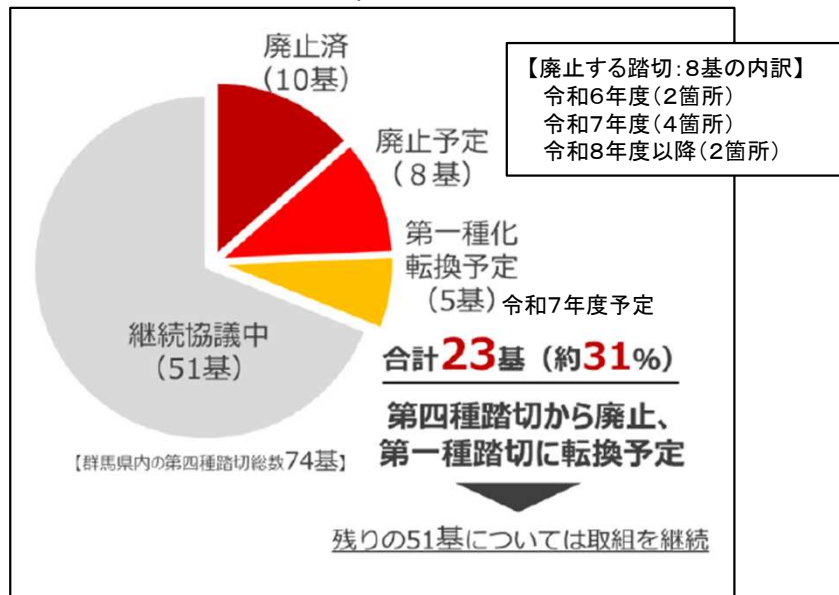
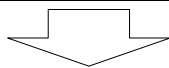
事故発生(令和6年4月6日)



関東運輸局、鉄道事業者、群馬県などの関係自治体、関東地方整備局等からなる「群馬県 踏切道改良協議会」を急遽開催し、県内の第4種踏切道(74箇所)の廃止や第1種踏切道化について協議



群馬県の方針は、可能な限り第4種踏切道の「廃止」、もしくは警報機と遮断機のある第1種踏切道への「転換」



## 群馬県の対応

※ 道路管理者:市町

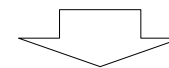
- 対応方針を公表することで、関係者の対応が迅速化
- 鉄道事業者と道路管理者が協議する環境を調整
- 道路管理者に調整結果のヒアリングを行い、動きの遅い道路管理者に対して、他の道路管理者の状況を共有するなど、対応の実施を促進
- 鉄道事業者と道路管理者のスケジュールを管理

## 道路管理者の対応

- 廃止するという方針を決定し、各地区に説明
- 事故を契機に協議する機運の高まり
- 利用状況を調査したところ、通行者が少ないことが判明
- 学生等利用の多い箇所は1種化

## 鉄道事業者の対応

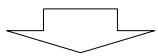
- 地元自治会に対し、踏切のリスクを説明
- 道路管理者と連携
- 粘り強い説明
- 自治体からの補助で1種化を促進



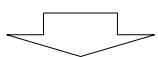
- 都道府県のリーダーシップが重要
- 鉄道事業者と道路管理者の連携が重要

# 第4種 踏切道対策 (3) 北近畿タンゴ鉄道の対策について

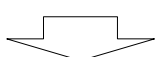
令和5年4月10日に第4種踏切道において列車とシニアカーとの衝突による死亡事故が発生



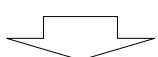
京都府が事務局となり、鉄道事業者、関係自治体、警察、近畿運輸局からなる「踏切対策協議」を開催し、第4種踏切道(全18箇所)の廃止や第1種踏切道化について協議(令和7年末までに7回開催)



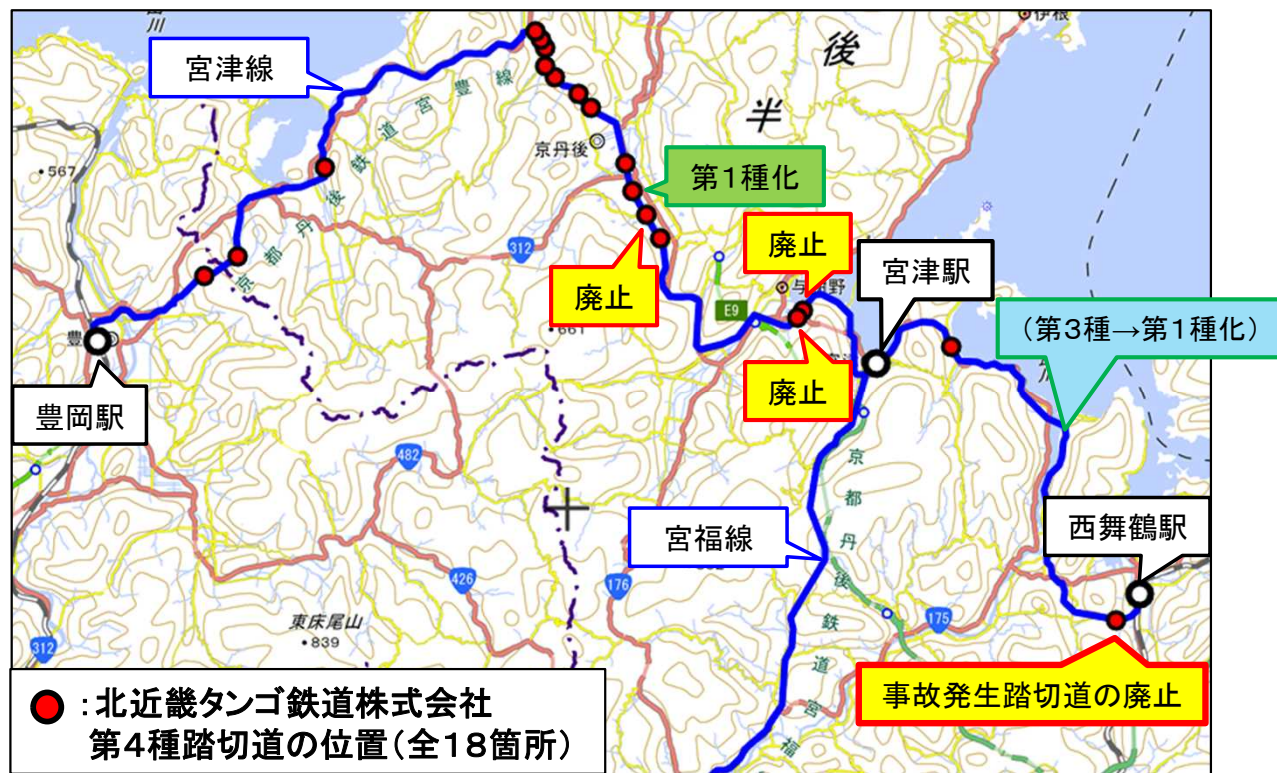
踏切の構造、利用状況、利用者層などの確認のために踏切カルテを作成し、踏切からの見通しなどの危険度を総合的に判断して、廃止可能な踏切道の把握と第1種踏切道化する踏切道の優先順位を整理



関係自治体は優先順位をもとに地元と協議



令和7年末までに全18箇所中、  
**4箇所廃止、1箇所第1種踏切道化が決定**  
 (事故が発生した踏切道の廃止を含む)  
 この他、第3種踏切道1箇所の第1種踏切道化を決定



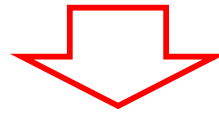
廃止前



廃止後(今後施設の撤去を実施)

事故発生踏切道の廃止

- 一部の事業者では、踏切道通行者に物理的な一旦停止・左右確認を促し、直前横断に起因した事故を防ぐことを目的とした「手動ゲート(手動遮断棒)」や「踏切道手前の柵」を導入している。
- 第1種化により維持管理すべき施設を増やすことは困難と考えている事業者が多い中、これらの設備は、第1種化に比べて少ない費用で、整備や維持管理が可能であると考えられることから、その導入によって第4種踏切道の暫定的な対策として安全性の向上に資することが期待される。



これらの設備については、踏切道補助の支援の対象ではないため、支援制度を創設。

○手で遮断棒を持ち上げるタイプ



○手で遮断棒を押すタイプ



○一旦停止を促す柵



手動ゲート設置数: 262箇所設置 令和7年3月末現在

## 1. 目的・事業概要

### 【目的】

踏切道改良促進法に基づき、遮断機や警報機等の踏切保安設備の整備を推進し、踏切道における事故防止と交通の円滑化を図る。

### 【事業概要】

踏切道改良促進法に基づき指定された踏切を対象に、遮断機・警報機、高齢者等の歩行者の踏切事故防止に資する設備及び災害時の稼働状況等の把握に資する設備等の整備を支援。

## 2. 制度の内容

### ○補助対象事業者:

(A) 地方公共団体以外の鉄道事業者

- ・鉄道事業(軌道業を含む)において、以下のいずれかの要件に該当

- ・赤字
- ・黒字で営業利益率が少ない(事業用固定資産営業利益率7%以下)

かつ

- ・全事業において、以下のいずれかの要件に該当

- ・赤字
- ・黒字で営業利益率が少ない(事業用固定資産営業利益率10%以下)

(B) 地方公共団体である鉄道事業者

- ・鉄道事業が赤字

### ○補助対象事業:

(i) 改良すべき踏切道の改良を実施する鉄道事業者

- 遮断機、警報器、警報時間制御装置、障害物検知装置(高規格化を含む)、非常押しボタン、全方位警報器
- AI等を活用した画像解析装置 等

(ii) 災害時の管理の方法を定めるべき踏切道の管理を実施する鉄道事業者

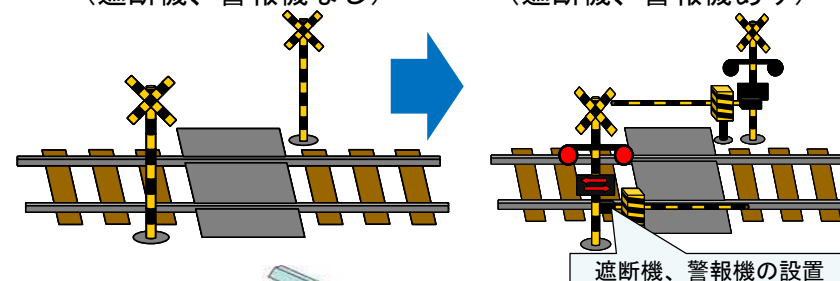
踏切監視用カメラ

○補助率: 赤字の鉄道事業者 国1/2以内、地方公共団体1/3以内  
 黒字の鉄道事業者 国1/3以内、地方公共団体1/3以内

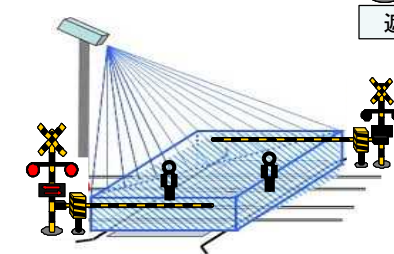
### 【踏切保安設備の整備例】

第4種踏切  
(遮断機、警報機なし)

第1種踏切  
(遮断機、警報機あり)



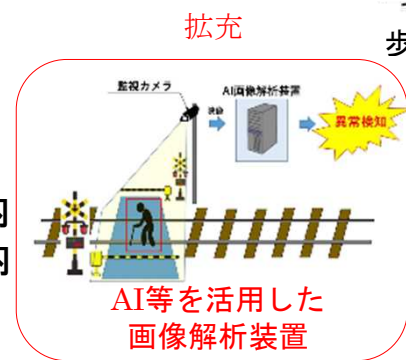
遮断機、警報機の設置



歩行者等を検知しやすい  
障害物検知装置



非常押しボタン



AI等を活用した  
画像解析装置



全方位警報機



踏切監視用カメラ

## 1. 目的・事業概要

### 【目的】

遮断機・警報機のない第4種踏切道において、歩行者等の一旦停止、左右確認を促し直前横断を防ぐことで、第4種踏切道の安全対策を簡易かつ効果的に実施できる整備を推進し、第4種踏切道の安全性の向上を図る。

### 【事業概要】

第4種踏切道において、歩行者等の直前横断等を抑止するため、踏切通行者の物理的な一旦停止を促すゲートや柵等の整備を支援。

## 2. 制度の内容

○補助対象事業者  
鉄軌道事業者

○補助対象事業  
第4種踏切道に歩行者等の物理的な一旦停止及び左右確認を促す設備を設置する事業

○補助率  
(A) 地方公共団体以外の鉄道事業者  
・赤字の鉄道事業者 国1/2以内  
・黒字の鉄道事業者 国1/3以内  
  
(B) 地方公共団体である鉄道事業者  
・国1/3以内

※道路法上の道路以外の道路と交差する第4種踏切道での事故も多数発生していることから、本事業では、そのような踏切での対策事業も補助対象とする。



設備例

※メーカーにより、様々な種類有



設置前



設置後(イメージ)



# 勝手横断箇所の閉鎖事例（1）

## 【概要】

下記2箇所の勝手横断箇所は鉄道用地であり、過去より横断されている形跡があったが、鉄道人身事故防止対策として、閉鎖予告看板による閉鎖の周知を行った後、道路管理者の協力でガードレール延伸により閉鎖を実施した。

高徳線 鶴羽・丹生間 勝手横断箇所（閉鎖）



高徳線 讃岐白鳥・引田間 勝手横断箇所（閉鎖）



# 勝手横断箇所の閉鎖事例 (2)

## 予讃線 川之江・伊予三島間 勝手横断箇所 (閉鎖)

### 【概要】

勝手横断箇所を横断中の一般公衆が列車に接触し、鉄道人身事故が発生したため、用地管理者に閉鎖協議を申し入れ。それまで生活道として通行されていた箇所であったが、関係自治会の同意を得たうえで閉鎖した。



## 牟岐線 見能林構内 勝手横断箇所 (閉鎖)

### 【概要】

過去に用地管理者に対して閉鎖協議を行った際には、通行者がいるため同意を得られなかったが、横断状況が変わっていたため再度閉鎖の協議を行ったところ、関係自治会からも閉鎖同意を得られたため閉鎖した。

